

大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上額が減少した事業者及び個人収入額が減少した被雇用者を支援するため、予算の範囲内で大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて大桑村補助金等交付規則(昭和53年大桑村規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）第2条の規定による小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者をいう。）及び小企業者（おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者をいう。個人事業者を含む。）（以下「事業者」という。）をいう。ただし、チェーン店及びフランチャイズ直営店は除く。
- (2) 売上額 所得税申告書作成の際に用いる月別売上（収入）金額をいう。
- (3) 被雇用者 雇用者に雇用されている者で、雇用者から月額基本給等をもたらしている者（以下「被雇用者」という。）をいう。ただし、学生は除く。
- (4) 個人収入額 雇用者から支払われる月額基本給等。ただし、休業手当を含み、その他の手当は含まない。

(給付金の対象者)

第3条 給付金の対象者（以下「対象者」という。）は次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 村内に令和元年12月31日以前から事業所を有し、新型コロナウイルスの影響により売上額が減少した事業者
- (2) 村内に令和元年12月31日以前から住所を有し、新型コロナウイルスの影響により勤務が停止又は減少により個人収入額が減少した被雇用者

- 2 対象者は村へ、令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書、住民税申告書、源泉徴収票のいずれかを提出済みの者であること。また、村長が必要と認める書類の提出が可能な者とする。
- 3 対象者は、令和2年1月分までの村税、使用料等村へ滞納がない者とする。
- 4 対象者は、大桑村暴力団排除条例（平成23年大桑村条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- 5 対象者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者でないこと。
- 6 前各項の規定にかかわらず、村長が特に必要と認めるときは、対象者とすることができる。

（給付金の交付条件）

第4条 給付金の交付条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業者は、令和2年3月から同年5月までのうち、各月それぞれの売上額若しくは2箇月分又は3箇月分の売上額の合算額が、これらの前年同月の売上額又は売上額の合算額と比較して20万円以上減少していること。ただし、減少額が60万円を超えた時点で以降の月の売上額の比較は不要とする。
- （2） 被雇用者は、令和2年3月から同年5月までのうち、1箇月分の個人収入額が令和2年1月の個人収入額と比較して40%以上減少していること。
- 2 前項各2号の前年同月の売上額又は売上額の合計額及び令和2年1月の個人収入額と比較できない場合は、村長と協議するものとする。

（給付金の交付額）

第5条 給付金の交付額は、次のとおりとする。

- （1） 事業者は、令和2年3月から同年5月までのうち、各月それぞれの売上額若しくは2箇月分又は3箇月分の売上額の合算額を、これらの前年同月の売上額又は売上額の合算額から差引いて得た額に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とし、30万円を上限とする。
- （2） 被雇用者は、令和2年3月から同年5月までのうち、1箇月分の個人収入額を令和2年1月の個人収入額から差引いて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額）とし、10万円を上限とする。

(給付金の交付申請)

第6条 給付金の申請は1回限りとし、給付金の交付申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付申請書(様式第1-1号:事業者用、様式第1-2号:被雇用者用。以下「申請書」という。)に村長が必要と認める書類を添えて令和2年7月31日までに村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 村長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容の審査を行い、給付金の交付の可否を決定し、大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金交付(不交付)決定通知書(様式第2号。以下「決定通知」という。)を申請者に通知するものとする。

2 村長は前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、給付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて給付金の交付の可否を決定することができるものとする。

(給付金の請求)

第8条 前条の決定通知を受けた申請者(以下「給付決定者」という。)は、速やかに大桑村新型コロナウイルス感染症対策経済支援給付金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に村長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 村長は、給付決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたときは、給付金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に給付した給付金の返還を求めることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和2年9月30日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する給付金の交付決定の取消し及び給付金の返還の求めについては、同日後もなおその効力を有する。